

山梨県公報

号外第七十二号

平成二十年

十二月二十二日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し……………五
- 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の全部を改正する規程……………五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十年十二月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	設立年月日	届出年月日
一三会(羽田一三後援会)	松浦 真吾	羽田 一三三	南都留郡山中湖村山中八六五 一八五	平成二十年十一月五日	平成二十年十一月十日
日本薬業政治連盟山梨支部	上野 一正	横塚 隆志	中央市山之神流通団地北一	平成二十年十二月十日	平成二十年十二月十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	異動年月日	届出年月日
新	興石東とともに明日を拓く会	樋田 博			平成二十年十一月四日	平成二十年十一月十日
旧		内藤 美茂				

新		旧		新		旧		新		旧		新		旧		新															
光 21		小沢さきひとを育てる会		民主党山梨県第1区総支部		自由民主党山梨県衆議院第四支部		区 分		名 称		自由民主党甲府支部		自由民主党甲西支部		民主党山梨県第3区総支部		清風会		佐藤茂樹後援会		佐藤茂樹後援会大樹の会									
法第十九条の七第一項第一号		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治団体		法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治団体		国会議員関係政治団体の区分		法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治団体		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治団体		法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分									
				(現職)		衆議院議員		(現職)		衆議院議員																					
堀内 光雄		小沢 鋭仁		衆議院議員(現職)						公職の候補者の氏名及び公職の種類		甲府市丸の内二一九三		甲府市丸の内三六二		南アルプス市古市場三二九		南アルプス市戸田三一九		中巨摩郡昭和町飯喰四一八		中巨摩郡昭和町河東中島七二〇三		笛吹市石和町市部一〇二六		笛吹市石和町市部七七八		甲府市飯田四一六二〇二		甲府市飯田五一八六	
十月一日		平成二十年十月一日		平成二十年十月一日		平成二十年十月一日		平成二十年十月一日		異動年月日		平成二十年十一月五日		平成二十年十一月二十日		平成二十年十一月二十日		平成二十年十一月二十八日		平成二十年十一月二十日		平成二十年十一月二十日		平成二十年十一月十一日		平成二十年十一月十三日					
平成二十年十一月二十六日		平成二十年十一月二十六日		平成二十年十一月二十六日		平成二十年十一月二十六日		平成二十年十一月十七日		届出年月日		平成二十年十二月十六日		平成二十年十二月五日		平成二十年十二月五日		平成二十年十二月二十八日		平成二十年十二月二十日		平成二十年十二月二十日		平成二十年十二月十三日		平成二十年十二月十三日					

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
		後藤ひとし後援会		豊山会		民主党山梨県第2区総支部		奥石東とともに明日を拓く会		奥石東の会		民主党山梨県参議院選挙区第1総支部		民主党山梨県第3区総支部
法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に依る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に依る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に依る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に依る国会議員関係政治団体	に依る国会議員関係政治団体以外の国会議員関係政治団体以外の政治団体
(現職)	(現職)	衆議院議員	(候補予定者)	衆議院議員	(候補予定者)	衆議院議員	(候補予定者)	衆議院議員	(現職)	参議院議員	(現職)	参議院議員	(現職)	衆議院議員
後藤 斎 衆議院議員(現職)	後藤 斎 衆議院議員(現職)	坂口 岳洋 衆議院議員(候補予定者)				奥石 東 参議院議員(現職)	奥石 東 参議院議員(現職)							
平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日	平成二十年十月一日
平成二十年十二月二日	平成二十年十二月二日	平成二十年十二月二日	平成二十年十二月二日	平成二十年十二月二日	平成二十年十二月二日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月一日	平成二十年十一月二十日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
と会 こしいし東を支援するふるさと		こしいし東を支援する 政治団体		長崎幸太郎後援会（幸太郎ク ラブ）		自由民主党山梨県第一選挙区 支部		はるのぶ会		米長晴信を育てる増穂の会		ファインビリーブ		民主党山梨県参議院選挙区第 2総支部	
国会議員関係政治団体以外の 政治団体		法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体 政治団体		国会議員関係政治団体以外の 政治団体		法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体 政治団体		国会議員関係政治団体以外の 政治団体		法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体 政治団体		国会議員関係政治団体以外の 政治団体		法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体 政治団体	
						衆議院議員 （現職）								参議院議員 （現職）	
参議院議員（現職） 輿石 東		参議院議員（現職） 輿石 東		衆議院議員（現職） 長崎 幸太郎				参議院議員（現職） 鈴木 晴信		参議院議員（現職） 鈴木 晴信		参議院議員（現職） 鈴木 晴信			
平成二十年 十二月八日		平成二十年 十二月八日		平成二十年 十二月一日		平成二十年 十月一日		平成二十年 十月一日		平成二十年 十月一日		平成二十年 十月一日		平成二十年 十月一日	
平成二十年 十二月八日		平成二十年 十二月八日		平成二十年 十二月五日		平成二十年 十二月五日		平成二十年 十二月二日		平成二十年 十二月二日		平成二十年 十二月二日		平成二十年 十二月二日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

解散年月日

届出年月日

山崎光世を支援する「山友会」	清水 繁	青柳峰夫	笛吹市春日居町寺本九三 三	平成二十年十一月十四日	平成二十年十一月十七日
明日をつくる会	中山彦一	日向紀郎	北杜市長坂町長坂下条一五三六	平成二十年十二月一日	平成二十年十二月四日
富友会	古屋昭	古屋喜久造	北杜市高根町上黒澤八六一	平成二十年十一月三十日	平成二十年十二月四日

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

平成二十年十二月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

施設の名 称	所 在 地
医療法人峡南会 峡南病院	南巨摩郡鯉沢町一八〇六番地

山梨県選挙管理委員会規程第三号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による報告書の閲覧の請求及びその方法に関する規程（昭和二十三年山梨県選挙管理委員会告示第三十四号）の全部を改正する。

平成二十年十二月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程

（閲覧の請求）

第一条 政治資金規正法（以下、「法」という。）により山梨県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出された報告書、法第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧は委員会においてこれをしてしなければならない。

（閲覧の場所及び時間）

第二条 何人も法第二十条の二第二項の期間内においてはいつでも収支報告書等の閲覧を請求することができる。ただし、収支報告書等の閲覧は山梨県庁の執務時間中にこれをしなければならない。

2 前項の閲覧を請求するときは別表様式一の閲覧者名簿に住所、氏名等を記載しなければならない。

（閲覧の方法）

第三条 収支報告書等の閲覧は、委員会の書記長が指定する場所でこれをしてしなければならない。

2 収支報告書等はこれを指定された場所以外に持ち出すことができない。

3 収支報告書等は、これに重にこれを取扱い破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反する者に対しては書記長は、その閲覧を中止させ又は閲覧を禁止することができる。

（写しの交付の請求等）

第四条 法第二十条の二第二項の規定により、収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は別表様式二に所要事項を記載し、委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、請求書に形式上の不備があるとき、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 委員会は、法第二十条の二第二項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から起算して十五日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを、交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の規定する期間を十五日に限り延長することができる。この場合において、

委員会は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を別表様式三により通知しなければならない。

5 法第二十条の二第二項の規定による請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して三十日以内にそのすべてについて交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に交付をし、残りの収支報告書等については相当の期限内に交付をすれば足りる。この場合において、委員会は第三項で規定する期間内に、請求者に対し、別表様式四により通知しなければならない。

附則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

別表様式一

請求年月日	住所	氏名	職業	閲覧予定時間	備考

別表様式二

収支報告書等の写しの交付請求書

平成 年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所及び電話番号：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)
〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

記

1 請求する収支報告閲覧対象文書

年	政治団体の名称	枚数	実施方法※
合計			

○交付手数料(山梨県手数料条例 別表二 十二の二の規定による)

交付手数料 円	ここに山梨県収入証紙をはってください。	用紙1枚につき10円
------------	---------------------	------------

収支報告書等の写しの交付期限の延長について（通知）

（交付請求者） 殿

山梨県選挙管理委員会委員長 印



平成〇年〇月〇日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程（平成20年選管規程第〇号）第4条第4項の規定に基づき、交付の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 収支報告書等の写しの交付請求のあった政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

連絡先

山梨県選挙管理委員会

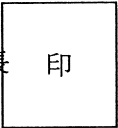
所在地：山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号：055-223-1829（直通）

収支報告書等の写しの交付期限の特例規定の
適用について（通知）

（交付請求者） 殿

山梨県選挙管理委員会委員長 印



平成〇年〇月〇日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり、政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程（以下「規程」という。）（平成20年選管規程第〇号）の第4条第5項の規定を適用することとしましたので通知します。

記

- 1 収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求のあった政治団体の名称

- 2 規程第4条第5項の規定を適用することとした理由

- 3 交付する期限
（〇月〇日（〇）までに可能な部分について交付を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに交付する予定です。）

連絡先

山梨県選挙管理委員会
所在地：山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話番号：055-223-1829（直通）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番